生活困窮者分野における認定基準の設置及び同基準による認定について

**資料１**

■大阪府の行政の福祉化の取組みについて

府においては、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、「障がい者」「ひとり親」「生活困窮者」などの就職困難者の雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取組み』として、全庁的に進めている。

■認定基準の設置及び同基準による認定について

（１）認定基準を設けるにあたって専門的見地からの意見聴取（第７回審議会：９月１４日開催）

　　　　現在、府庁舎で就職困難者の就労訓練を実施しているが、生活困窮者分野での３号随契の導入を行っていないため、同分野においても３号随契での手続きができるよう、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による「生活困窮者の自立の促進に資すること」に係る認定基準を設けたいと考えている。

　　　　第７回審議会においては、府が検討している認定基準（案）について、専門的見地からの意見をいただく。

（２）認定にあたって専門的見地からの意見聴取（第８回審議会：１１月開催予定）

　　・（１）において意見聴取し定めた認定基準により、事業者等の認定を行うにあたって、専門的見地から意見をいただく。

〇参考

【地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号について】

・障害者支援施設等において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約を締結する場合

・シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約を締結する場合

・母子・父子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約を締結する場合

・認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約を締結する場合

【地方自治法施行規則】

　第１２条の２の１２　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

２　普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、２人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

３　普通地方公共団体の長は、第１項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、２人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。